

平成 25 年 8 月 29 日

各 位

株式会社 福山コンサルタント  
 代表取締役社長 山 本 洋 一  
 ( J A S D A Q コード番号 9 6 0 8 )  
 問合せ先 広報担当専務取締役 柴田 貴徳  
 (事務取扱責任者 高崎 愛一 TEL. 092-471-0211)

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上及び個人投資家を中心とした投資家層の拡大を図るために単元株式数の変更を行うことにしました。

なお、平成 25 年 8 月 28 日時点の株価をもとに今回の単元株式数の引き下げが行われた場合、東京証券取引所の企業行動規範「望ましい投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満)」を下回ることになりますが、当社としては今後も引き続き業績向上に努め、当該水準を満たせるように努めてまいります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 25 年 10 月 1 日 (火)

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 付 則 <u>第 8 条の変更は、平成 25 年 10 月 1 日から効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本付則は、効力発生日をもって削除する。</u>

##### (3) 効力発生日

平成 25 年 10 月 1 日 (火)

以 上